

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年11月26日 午前10時00分 招集
2. 令和3年11月26日 午前10時00分 開会
3. 令和3年11月26日 午前10時34分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	7 番	岩下礼治
8 番	谷崎利浩	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

6 番 竹原祐一

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	山本繁樹	ほけん課長	山中昭人
観光課長	秦美保子	住環境課長	加藤勇二郎
波野支所長	岩下勝則	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 市原多喜男

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について（議長）
- 日程第4 諸般の報告について（市長）
- 日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

それでは、令和3年第4回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え、多忙な折にもかかわらず、第4回定例会の本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審議をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますように御協力をお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束までには至っていないため、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきますので、議員各位におかれましては、御理解と御協力を併せてお願い申し上げます。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は19名であります。6番議員、竹原祐一君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、10 番議員、菅敏徳君、11 番議員、市原正君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を 11 月 19 日午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、その結果について報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 1 件、条例の制定及び一部改正 6 件、各会計補正予算 6 件、公の施設の指定管理者の指定 2 件並びに陳情 1 件の合計 17 件であることから、会期を本日 11 月 26 日から 12 月 15 日までの 20 日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりであります。御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 1 件を除く、議案 15 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。議案等の審議については、ただ今申しましたように会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思っております。

次に、一般質問の取扱いについて御報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。11 月 30 日の午後 5 時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含め 45 分といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。現在、熊本県がリスクレベル 2 警戒であることから、これまで同様マスク着用、検温、定期的な換気、消毒の徹底、昼食時の黙食を行い、また一般傍聴につきましても自粛要請とすることになりましたので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本日の議会終了後は全員協議会を開くことにいたしておりますので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のと

おりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについて御報告させていただきます。

まず、監査委員より令和3年8月分から9月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、議長会等の開催状況について御報告いたします。

10月8日、第277回熊本県市議会議長会が水俣市で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面審議での開催となり、協議事項については全会一致で承認されました。

次に、10月13日には、阿蘇市町村議長会並びに阿蘇市町村会で県知事並びに県議会議長に対し、道路整備をはじめとする要望活動を行いました。

次に、11月4日は、本市が熊本県北市議会連絡協議会の会長市であることから、会議並びに研修会を実施しました。

次に、11月11日は、阿蘇市町村議長会の議長・事務局長研修として滝室坂トンネルや大蘇ダムの現地視察が行われました。

詳細については、後で御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

10月14日、阿蘇中岳第一火口は、令和2年6月16日以来の噴火が確認され、同月20日、火砕流を伴う中規模噴火が発生、福岡管区气象台は、噴火警戒レベル3に引き上げを発表、阿蘇火山防災会議協議会も規制範囲を概ね2キロメートル圏内とする二次規制に範囲拡大し、関係機関と引き続き警戒を強め、対応に当たってきました。

11月18日、福岡管区气象台は、火山性微動の振幅が小さく、火山活動が低下したことを踏まえ、噴火警戒レベル2へ引き下げ、阿蘇火山防災会議協議会も規制範囲を概ね1キロメートル圏内とする一次規制に範囲縮小しました。

今後も、福岡管区气象台、環境省、京都大学火山研究センター等と連携、火山活動を注視

し、登山者、観光客、地域住民の方々の安全を第一に、突発的な状況変化、緊急事態に対応できるよう取り組みます。

11月9日、半導体受託製造で世界最大手のTSMCは、令和6年末までの生産開始を目指し、菊陽町に日本初となる半導体製造工場建設を発表、1,500人規模の新規雇用が見込まれており、生活経済圏内である本市にとっても地域経済を活性化させ、経済成長を促進する絶好の契機であり、交流人口の拡大がもたらす効果を最大限に生かし、経済的な交易、新たな産業の創出、移住定住の促進などを検討、実現していくため、準備委員会、プロジェクトチームの設置など、体制整備等を含め、積極的な取組を進めます。

それでは、令和3年第4回阿蘇市議会定例会開会に当たり、9月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

行財政改革の取組は、社会の変化に伴う行政需要に的確に対応し、市民サービスを一層向上させるため、事務事業の見直しとともに、令和4年度より行政組織を再編します。

再編後の組織は、高齢者支援業務の集約化、生活困窮者対策の連携強化、企画財政部門の政策立案機能充実、下水道事業特別会計の公営企業化、上下水道事業の集約化など、将来の阿蘇市を見据えた執行体制とし、本市の持続的な発展に資する取組を進めます。

【政策防災課】

市制施行以来16回となる市政報告会を9月28日から10月26日にかけて、市内11か所で開催、また、女性のための市政報告会を11月5日に開催し、総勢709名の方々に参加いただきました。

報告会では、市の財政状況をはじめ、教育委員会、阿蘇医療センターの取組等について報告し、特に、新型コロナウイルス感染症について、医療的見地から阿蘇医療センター甲斐院長より詳細な説明が行われました。

各地域での御意見、御指摘等は、今後の市政運営に生かしてまいります。

阿蘇市、阿蘇火山博物館、日本電気株式会社の三者で、平成30年7月18日に締結した「安全・安心かつ持続可能なまちづくり」に向けた包括連携協定は、これまで防災と観光の両立、地域が主体となる新しいサービスや観光資源のさらなる活用など、様々な検討を行ってきました。

今回、次期目標は、「文化、観光及び環境の推進による地域経済活性化」「ICT活用の地域防災及び新たな観光防災のあり方」「阿蘇スマートシティ実現に向けた仕組み」を新たな協定テーマとし、10月26日、「安全・安心かつ持続可能なまちづくり、デジタルトランスフォーメーションによる阿蘇スマートシティ構築の包括連携協定」を締結しました。

今後3年間は、時代に即した「阿蘇スマートシティ」の実現に向け、検討を進め、取り組みます。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

9月に工事着手した坂梨保育園移転改修事業は、準備工、解体工などを終え、地耐力及び施設の躯体等の劣化調査を行った結果、良好な状態が確認され、来年8月の完成を目指し、順調な工事進捗となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、児童福祉施設等に配布した簡易検査キットは、10月末現在で13.4%の利用実績となっています。今後も感染状況に目を配りながら、感染拡大防止に努めます。

今回、長引くコロナ禍で生活等に影響が色濃く出ている子育て世帯へ阿蘇市独自の支援策として、要件を満たす18歳以下のすべての児童へ1人当たり1万3,000円を給付する「阿蘇市子育て支援給付金事業」を補正予算に計上しています。

国の給付金「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」と併せた給付を計画しています。

【ほけん課】

新型コロナウイルス感染症は、全国的に減少傾向にあり、本市も9月14日以降、感染者発症がなく、12歳以上の2回目のワクチン接種は、国で約7割、阿蘇市で約9割が完了し、ワクチン接種によって発症、感染予防効果が顕著に表れたことが要因と考えられます。

今後、ワクチン効果持続のため、3回目接種を予定し、2回目接種から原則8か月を経過した方を対象に、12月から医療従事者接種を開始、市民の皆様には、翌2月頃から順次、接種券をお届けし、前回同様、医療機関での個別接種を計画しています。

母子保健事業は、11月から出産後の母親支援を目的に産後ケア事業、家事支援事業を開始し、助産師訪問による専門的な育児支援やホームヘルパーの家事サポート、出産後の育児不安解消、心と体の負担軽減を図るなど、安心な子育て支援体制を整えています。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

阿蘇中岳第一火口の噴火による農業降灰被害は、現在、確認されていませんが、火山活動が再び活発化すればキャベツなど露地野菜、大麦への影響が懸念され、今後も降灰状況に留意し、風評被害の防止など、関係機関と連携し対応していきます。

地域農業の現状は、農業者の高齢化、後継者不足で、将来の担い手確保が喫緊の課題であり、集落営農組織、行政区単位で策定する「人・農地プラン」の実質化に向け、各集落で座談会を行い、理解浸透を図ります。

波野地域の新たな水利用農業振興策は、12月上旬設立予定の阿蘇東部土地改良区を中心に、大蘇ダムの水利用面積の拡大に向け、啓発活動にさらに取り組んでいきます。

また、将来性のある生産基盤整備、高付加価値農業を進め、採算性と魅力ある農業振興を地域としっかり連携しながら推進します。

【観光課】

阿蘇中岳第一火口の噴火は、阿蘇地域の観光関係者へ大きな衝撃と不安を与えました。

全国から問合せが殺到し、直ちに、風評被害払拭のため、阿蘇温泉観光旅館協同組合理事長と連名で緊急メッセージを発信、関係機関の協力等もあり、宿泊、観光施設の影響は限定的に留まりました。

また、山上周辺の施設整備として新見学エリア整備、二次避難施設整備、仙酔峡ロープウェイ施設解体工事を実施していましたが、規制により工事を中断、噴火後の11月3日には、環境副大臣に対し、「見学エリア等の早期復旧及び工事遅延の配慮」について要望活動を行いました。

11月16日、全国の自治体、団体等の「恋」「恋愛」をテーマにした地域活性化、少子化対策の事例を表彰する「恋人の聖地第2回地域活性化大賞」が行われ、本市が取り組んだ「阿蘇アドベンチャーワールド創造事業」が最も優秀な取組に贈られる地域活性化大賞を受賞しました。

今後、これを弾みに、さらに若者の「ハートを動かす」体験創造などに取り組み、積極的な地域活性化を進めます。

その一つとして、この冬、内牧中央線「泉大橋」をメインに「恋人たちのイルミネーション」等を計画、関連イベントなどとも連携し、一層の誘客を図ります。

【まちづくり課】

コロナ禍における経済支援策は、今回、市民の皆様方から好評の「阿蘇市プレミアム付き商品券」の額面を500円に変更したことで、小規模店舗の利用も広がり、市内広範の経済効果が期待されます。

ふるさと応援寄附金では、クリスマス限定商品をはじめ、阿蘇で生まれ育ったあか牛の商品開発を進め、寄附が集中する年末に向け、万全の態勢で準備を進めます。

移住定住の取組は、社会の成熟化に伴う働き方やライフスタイルの変化、コロナ禍での新しい生活様式、多様な価値観など、農山漁村への定住志向の高まり、田園回帰の流れが注目され、人口減少や高齢化等がもたらす様々な課題解決のために、都市部での移住相談会、移住体験ツアーなどを提供し、移住、交流施策に積極的に取り組み、空き家バンクの充実など、受入れ体制の整備を進めます。

なお、冒頭に申し上げましたTSMCへの対応によって、地域経済、関連産業等に相当の環境変化が予想される中、地域、業種間の活発な経済交流、新たな産業の創出、移住定住化など、プラス思考の取組になると考えます。

次に、土木部関係について報告します。

【住環境課】

旧熊本地震仮設団地内の談話室を利活用する「移築・合築事業」は、2棟の解体が終了、移築先の阿蘇医療センター内で工事に着手し、「院内保育所兼病児・病後児保育所」完成に取り組んでいます。

下水道事業は、南黒川地区の一部に、下水管渠整備工事を開始し、令和8年度までに南黒川、元黒川地域約17ヘクタールの整備を進めます。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

2学期以降、児童生徒、学校関係者の感染はありませんが、各学校へ簡易抗原検査キットを配備し、感染予防に備えています。

引き続き、御家庭の協力を得ながら、感染防止の取組を徹底します。

通学路での交通安全確保は、道路管理者、阿蘇警察署、学校関係者が連携し、学校がリストアップした危険箇所を基に通学路合同点検を実施しました。

関係機関は、点検後の検討結果を受け、必要な予算化、事業実施など対策を講じ、通学路安全確保に一層努めます。

アゼリア 21 は、11 月 1 日、第 1 回検討委員会を開催、市議会をはじめ、区長会、女性団体、建築士、公認会計士など 8 名の方々へ委員委嘱を行い、現在の状況、これまでの経緯等を説明、情報共有を行い、今後、具体的な方針等を検討していくこととしています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年 4 月から本年 9 月末まで、阿蘇保健所管内で発生した新型コロナウイルス感染症陽性患者の方、他地区からの要請を含め、延べ 70 名の入院患者を受け入れました。

併せて、発熱外来で抗原検査・トリアージ並びに新型コロナウイルスワクチン接種を順次進めてきました。

9 月 25 日以降、阿蘇保健所管内で陽性患者は発生していませんが、今後にも備え、これまでの対応状況を整理、課題を抽出し、業務継続計画の見直しを含め、対策を講じていきます。

さらに、介護施設など高齢者施設の感染防止対策に関する指導も引き続き実施していきます。

今後も新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、阿蘇医療圏の方々の健康と命を守る拠点病院として尽力していきます。

以上、令和 3 年第 4 回定例会開会に当たっての諸般の報告といたします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和 3 年第 4 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 11 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 3 年 3 月 27 日、阿蘇市三久保において発生した一般車両の物損事故について、同年 10 月 4 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 13 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 8 号）について」

本件は、3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備等のため、地方自治法第 179

条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では国庫支出金を追加し、歳出では予防接種業務委託料、予約センター業務委託料等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,962 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 178 億 8,704 万 1,000 円としました。

議案第 74 号「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」

本件は、地方自治法に規定する普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を適用するため、本条例を制定するものであります。

議案第 75 号「阿蘇市部設置条例等の一部改正について」

本件は、令和 4 年 4 月 1 日に組織を再編することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 76 号「阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について」

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 77 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、火薬類取締法に基づく事務の権限移譲に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 79 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」

本件は、なみの高原やすらぎ交流館施設の事業促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」

歳入では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金（仮称）及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上しております。

歳出では、国の子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）に加え、市独自の子育て支援給付金及び宿泊施設等事業継続支援金等を追加し、また市地域振興緊急対策事業補助金、営業時間短縮要請協力金市負担金及び世界遺産推進費（郡市事業）等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,758 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 182 億 2,462 万 2,000 円としました。

議案第 81 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳出では、下水道事業費を追加し、維持管理費を減額しております。

既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 82 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では県支出金及び繰入金を減額し、歳出では総務費を減額し、予備費を追加しており

ます。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1,603 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 34 億 4,956 万 6,000 円としました。

議案第 83 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

過年度分の地域支援事業交付金の確定により、歳出では償還金及び一般会計繰出金を追加し、予備費を減額しております。

既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 84 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では繰入金を減額、歳出では総務費を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 405 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 7,930 万 3,000 円としました。

議案第 85 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」

収益的収入では、入院収益を減額し、新型コロナウイルス感染症関連補助金を追加しております。

なお、既定の予算の組替えのため、収益的収入予算額に変更はありません。

資本的収入では、企業債を追加し、資本的支出では、設計監理費及び医療機器等備品購入費を追加しております。

この補正の結果、資本的収入予算額を 3 億 1,312 万 5,000 円、資本的支出予算額を 3 億 7,685 万 5,000 円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 6,373 万円に改めております。

議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」）」

議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続に関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 16 件（条例 6 件、予算 6 件、報告 1 件、承認 1 件、その他 2 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、10 時 50 分から執行部の要請により全員協議会を開催します。今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、お集まりをお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 34 分 散会